

● 法定外公共物使用許可等申請について(工作物・物件等の設置等用) ●

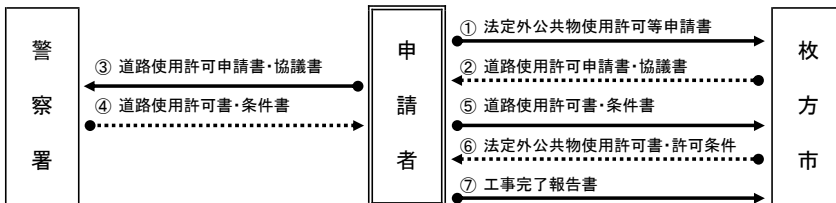
使用許可用

申請には、次の書類を各3部提出して下さい。

書類の名称	補足事項・備考
1 法定外公共物使用許可等申請書	様式第1号その1
2 占用料免除申請書	免除対象となる占用物件の場合(様式第5号)
3 工事説明結果報告書 (区長または自治会長等)	申請内容を対象者に説明したことが確認できる書類
4 位置図	住宅地図等
5 公図の写し(交付日の記載あり)	公図で申請場所を確認できない場合は、合成図や地積測量図等を提出すること
6 登記事項証明書(要約書も可)	申請地および隣接地等
7 境界確定図の写し	公共用地境界線を朱書きすること
8 同意書 (申請場所の隣接、対側地及び水利権者等)	境界未確定 ⇒ 申請内容(掘削等)に関して、対象者の署名捺印による同意が確認できる書類【同意書】 境界確定済 ⇒ 施工図に境界(境界線、確定日、番号)を記載し、申請内容(掘削等)を対象者に説明したことが確認できる書類【工事説明結果報告書や工事案内ビラ等】
9 施工図	平面図、断面図
10 求積図・工事仕様書	工作物の規格・詳細等がわかるもの
12 現況写真	工事箇所がわかるもの
13 委任状	申請手続きを第三者に委任する場合【様式自由】
14 その他	担当係が必要とし指定するもの

※道路交通法に基づく警察署の道路使用許可が必要な場合、道路使用許可書を2部提出してください。

【手続きの流れ】



【問合せ・提出先】

〒573-0023 枚方市東田宮1丁目2番1号

枚方市役所(中部別館2F) 土木部道路河川管理課

050-7102-6516、050-7102-6517

ホームページアドレス: <http://www.city.hirakata.osaka.jp/>

申請書のダウンロードが出来ます。